

(別 紙)

諮問庁 世田谷区長 保坂 展人

諮問日 令和6年1月31日

諮問番号 諮問第162号

答 申 書

答申日 令和7年10月9日

審査庁

世田谷区長 保坂 展人 殿

世田谷区行政不服審査会

上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

第1 結論

諮問第162号案件「世田谷区長が行った差押処分（令和3年8月25日付け3世納第9402143号）」に対する審査請求は、却下されるべきである。

第2 事案の概要

本件は、世田谷区長（処分庁）が、地方税法（以下「法」という。）第331条の規定に基づき審査請求人（以下「請求人」という。）に対し行った差押処分（令和3年8月25日付け3世納第9402143号）（以下「本件処分」という。）について、請求人が、本件処分は違法又は不当である等と主張して、本件処分の取消しを求める事案である。

第3 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

- (1) 法第329条は「納税者（特別徴収の方法によつて市町村民税を徴収される納税者を除く。以下本款において同様とする。）又は特別徴収義務者が納期限（第321条の11又は第328条の9の規定による更正又は決定があつた場合においては、不足税額又は不足金額の納期限をい

い、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下市町村民税について同様とする。)までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。」と規定している。

- (2) 法第331条第1項は「市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない、」と規定しており、同項第1号は「滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。」と規定している。また、同条第6項は「前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。」と規定している。

2 処分内容及び理由

- (1) 請求人が滞納した以下の特別区民税及び都民税（以下「住民税」という。）並びに軽自動車税（以下これらを「滞納住民税等」という。）について、処分庁は法第329条に基づき、それぞれ督促を行った。

- ・令和2年度第3期住民税

納期限：令和2年11月2日 督促状発付日：令和2年11月30日

- ・令和2年度第4期住民税

納期限：令和3年2月1日 督促状発付日：令和3年3月2日

- ・令和3年度第1期住民税

納期限：令和3年6月30日 督促状発付日：令和3年7月28日

- ・令和3年度軽自動車税

納期限：令和3年5月31日 督促状発付日：令和3年7月21日

- (2) 令和3年5月13日、処分庁は請求人の財産調査を行い、令和3年7月9日に得た回答により、請求人が保有する定期預金債権の存在を確認した。

- (3) 令和3年8月25日、処分庁は上記(1)に記載の滞納住民税等及びこれらに係る延滞金の合計〇〇円について、法第331条に基づき請求人が保有する定期預金債権の差押処分（令和3年8月25日付け3世納第9402143号）を行い、同年9月8日付で請求人に通知した。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

日 付	経 過
令和3年11月17日	請求人は、本件処分に対し、行政不服審査法第2条に基づき審査請求を行った。
令和3年11月24日	審査庁は、審理員へ審理員指名書（令和3年11月24日付）を送付した。また、請求人及び処分庁へ審理員の指名について（令和3年11月24日付）を送付した。
令和3年11月24日	審査庁は、請求人へ審査請求書の補正について（令和3年11月24日付）を送付した。
令和3年11月25日	審理員は、処分庁へ審査請求書の送付及び弁明書の提出について（令和3年11月25日付）を送付した。
令和3年12月3日	請求人は、審査庁へ補正書（令和3年11月30日付）を提出し、審査庁は同年12月3日これを受領した。
令和3年12月17日	処分庁は、審理員へ弁明書（令和3年12月17日付）を提出し、審理員は、同日これを受領した。
令和3年12月21日	審理員は、請求人へ弁明書の送付及び反論書の提出等について（令和3年12月21日付）を送付した。
令和4年1月13日	処分庁は、審理員へ弁明書の補充について（令和4年1月13日付）を提出し、審理員は同日これを受領した。
令和4年1月20日	審理員は、請求人へ弁明書の補充書の送付等について（令和4年1月20日付）を送付した。 請求人は、審理員へ反論書（令和4年1月17日付）を提出し、審理員は同年1月20日これを受領した。
令和4年1月21日	審理員は、処分庁へ反論書の送付等について（令和4年1月21日付）を送付した。
令和4年2月22日	処分庁は、審理員へ再弁明書（令和4年2月22日付）を提出し、審理員は同日これを受領した。
令和4年3月16日	審理員は、請求人へ再弁明書の送付等につい

	て（令和４年３月１６日付）を送付した。
令和４年９月１２日	審理員は、請求人へ追加書面等の提出時期の設定等について（令和４年９月１２日付）を送付した。
令和５年１月２４日	審理員は、請求人へ追加書面等の提出時期の設定等について（令和５年１月２４日付）を送付した。
令和５年２月２８日	請求人は、審理員へ再反論書（令和５年２月２８日付）を提出し、審理員は同日これを受領した。
令和５年３月９日	審理員は、処分庁へ再反論書の送付等について（令和５年３月９日付）を送付した。
令和５年４月２０日	処分庁は、審理員へ再々弁明書（令和５年４月２０日付）を提出し、審理員は同日これを受領した。
令和５年４月２６日	審理員は、処分庁へ再々弁明書の送付等について（令和５年４月２６日付）を送付した。
令和５年１０月２３日	審理員は、処分庁及び請求人へ審理手続の終結等について（通知）（令和５年１０月２３日付）を送付した。
令和５年１２月４日	審理員は、審査庁へ審理員意見書（令和５年１２月４日付）を提出した。
令和６年１月３１日	審査庁は、行政不服審査会へ諮問した。また、請求人へ審査会諮問通知書（令和６年１月３１日付）を送付した。

第４ 審理員意見書の要旨

請求人の請求は、却下されるべきである。

１ 審理段階における審理関係人の主張

（１）請求人の主張

①普通預金口座がマイナス残高であり、定期預金があったから、なんとか家賃や生活費を払っていた。定期預金を差し押さえられたことによって、家賃や生活費の引き落としができなくなり、住むところなくなるうえに、生きていく術を失った。

②本件差押処分は人の最低限な生活が損なわれ憲法違反であり、違法で

ある。

③審査請求人は世田谷区に居住しておらず、世田谷区で生活する実態も事実もないことから、世田谷区民税を納付する義務はない。

④調査において、収入のみ見て、負債額を一切顧みさえもしないことは、極めて杜撰な調査である。

(2) 処分庁の主張

①本件差押処分は、法令に基づき適正に行われており、違法又は不当な点はない。

②負債があることは、税の支払いを免除される理由になるものではない。

2 審理段階における論点整理

本件処分の取消しによって回復すべき法律上の利益があるかどうか。

3 審理員意見の理由

(1) 審査請求の利益について

①審査請求ができる者として、行政不服審査法第2条は、「処分に不服がある者」と規定するにとどまる。もっとも、当該規定については、解釈上は、行政争訟制度の同質性から取消訴訟の原告適格の範囲と同様に、当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうと解されるのであり（最高裁判所昭和53年3月14日判決、最高裁判所民事判例集第32巻2号211頁参照）、審査請求人が審査請求の利益を有するか否かは、本件差押処分が有する法的効果によって生じる不利益があるか、また当該処分を取り消すことによってその不利益を回復・除去することができるかという見地から判断されるべきである。

②債権差押処分は、債務者に対しその履行を、滞納者に対し債権の取立てその他の処分をそれぞれ禁止する（国税徴収法第62条第2項）とともに、徴収職員において差し押さえた債権の取立てをすることができるようにする（同法第67条第1項）という法的効果を有するものであるということができるところ、税務署長は、債権の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金額を、差押えに係る国税等に配当しなければならず（同法第128条第1項及び第129条第1項）、交付期日に上記金銭等を交付するものとされている（同法第133条第1項）ことからすれば、徴収職員や税務署長は、債権差押処分の効力により、配当処分の後に第三債務者等から給付を受けた金銭等の交付

をするまでは、同金銭等を保持することができるものと解されるが、遅くとも、税務署長が、第三債務者等から給付を受けた金銭について、これを配当し、その交付をしたときは、当該債権差押処分の有する上記の法的効果は消滅するものというべきである。

そこで、このような場合にも、なお債権差押処分の取消しを求める訴えの利益があるか否かを検討するに、上記のような債権差押処分の法的効果に照らせば、債権差押処分によって、差押えに係る国税の存否が確定されるものでないことは明らかであり、また、第三債務者等から給付を受けた金銭について配当処分がされ、その金銭等が交付されることにより、配当を受けた差押えに係る国税等の存否を確定するなどの法的効果が生ずるものでもないというべきであるから、債権差押処分がされ、その後、第三債務者等から給付を受けた金銭について配当処分がされてその金銭等が交付された後は、なお債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益があるという事はできない。

- ③法第331条第6項及び法第463条の27第6項は、それぞれ市町村民税及び軽自動車税に係る地方団体の徴収金の滞納処分について、国税徴収法に規定する滞納処分の例による旨を定めており、法第1条第2項及び法第41条第1項の規定により、都民税及び特別区民税に係る徴収金の滞納処分についても国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとなるのであるから、本件において、特別区の徴税吏員の行う滞納処分については、上記のとおり国税徴収法にについて述べたところが当てはまるというべきである。
- ④本件差押処分により差し押さえられた定期預金債権は取り立てられて、令和3年11月25日に配当処分がされ、同年12月2日に金銭の交付は完了しているのであるから、同日以降は、本件差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益があるということとはできない。なお、本件差押処分に続く配当処分及びこれに基づく金銭の交付が行われたのは、本件審査請求がされた同年11月16日より後であるが、審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続きの続行を妨げない（行政不服審査法第25条第1項）から、審査請求後に後続の手続きがされたことは問題となるものではない。
- ⑤以上からすると、審査請求人に、本件差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は認められないため、本件審査請求は不適法である。

(2) 審査請求人の主張について

上記（１）のとおり、本件審査請求は不適法なものであるが、念のため審査請求人の主張について検討すれば、以下のとおりである。

- ①審査請求人は、普通預金口座に残高がなく、本件差押処分の対象となった定期預金を担保とする家賃等の引き落としができなくなったことや、多額の負債があったこと等の事実を主張し、差押えが不適法であったと主張するようである。しかし、審査請求人の主張する事実は、いずれも差押えが禁止される根拠となるものとは認められない。
- ②審査請求人は、差押えによって、最低限度の生活が出来なくなるため憲法違反である旨の主張をする。
国税徴収法第５条第１節第６款は、憲法第２５条第１項も踏まえて、差押禁止財産について定めているところと解されるところ、本件差押処分において、差押禁止財産が差し押さえられたような事実を認めることはできない。
- ③審査請求人は、世田谷区に居住実態がなかったから、住民税の支払い義務はない旨も主張する。
法第２９４条第１項第１号は、市町村内に住所を有する個人を納税義務者とし、同条第２項は、「前項第１号の市町村内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。」と規定している。審査請求人は、平成３０年１月１２日に転入して、世田谷区の住民基本台帳に記録されている者となっており、審査請求人の主張に理由はない。
- ④その他の審査請求人の主張によっても、本件差押処分に違法性を認めることはできない。

（４）結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であるから、行政不服審査法第４５条第１項の規定により却下されるべきである。

第５ 調査審議における審査関係人の主張の要旨

１ 請求人の主張の要旨

請求人が、審査請求書等により主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

- （１）家賃など基本生活費を払えなくなって、住処がなくなるうえに、生きていく術を失い、処分の取消しを求む。
- （２）人の最低限度の生活が損なわれ憲法違反であり、違法であることから取消しを求む。

- (3) 請求人は、当該課税年度の1月1日に世田谷区に居住しておらず、世田谷区で生活する実態も事実もないことから、世田谷区民税を納付する義務はない。
- (4) 請求人の収入のみ見て、負債額を一切顧みさえもしないことは極めて杜撰な調査である。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、以下のとおり主張し、本件審査請求を棄却する裁決を求めている。

- (1) 法第329条では納税者又は特別徴収義務者が納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は納期限後20日以内に、督促状を発しなければならないとされており、法第331条第1項第1号では、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない時は、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならないとされている。また、同条第6項では、滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によると規定している。さらに国税徴収法第75条では一般の差押禁止財産について規定している。
- (2) これを本件処分についてみると、処分庁が法第329条による督促を経て、法第331条による差押処分を行ったことは適法である。また、定期預金は国税徴収法第75条の一般の差押禁止財産には該当しない。さらに、国税徴収法第67条に基づく取立ならびに同法第129条に基づく配当処分を行っていることから、違法性及び瑕疵はない。
- (3) 「最低限度の生活が損なわれ憲法違反であり違法である」との主張は、差押の事前の財産調査で、毎月〇〇円を超える収入があることは確認している。また請求人の過去の所得が平成31年度〇〇円、令和2年度〇〇円、令和3年度〇〇円と、直近3ヶ年分はいずれも〇〇円を超えていることを合わせて鑑みれば、最低限の生活を損なうような処分とは言い難いと判断する。
また、請求人がそれらの収入や所得に言及していないことは不自然に映る。
- (4) 審査請求書及び審査請求書（補正書）によると「処分があったことを知った日」を、令和3年9月13日と記載しているが、区民の声に令和3年9月1日に意見が寄せられているので、既にその時点で知っていた

はずである。

また、請求人の添付書類では、家賃の引き落とし不納日は9月27日と10月27日であり、日数的には対応の余地があると推測できる。

- (5) 請求人の添付書類によると、残高は〇〇円であるが、財産調査により判明した毎月の家賃は〇〇円であり、一時的にマイナスになることはあっても、基本的には毎月〇〇円を超える収入があり、今までも家賃を負担していたことが窺える。また、差押えの事前の財産調査では、普通預金、定期預金ともに残高がマイナスになることは確認できず、定期預金においては入出金が行われた履歴がなかった。本件処分ではこういった流動性のない定期預金の差押を行ったものであり、請求人の言うような最低限度の生活が損なわれたとは判断しがたい。
- (6) 以上のことから、本件処分は、法に基づき適正に行われており、違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 答申の理由

1 認定した事実

- (1) 以下の滞納住民税等について、請求人は滞納し、処分庁は法第329条に基づき、それぞれ督促を行った。
- ・令和2年度第3期住民税
納期限：令和2年11月2日 督促状発付日：令和2年11月30日
 - ・令和2年度第4期住民税
納期限：令和3年2月1日 督促状発付日：令和3年3月2日
 - ・令和3年度第1期住民税
納期限：令和3年6月30日 督促状発付日：令和3年7月28日
 - ・令和3年度軽自動車税
納期限：令和3年5月31日 督促状発付日：令和3年7月21日
- (2) 令和3年8月25日、処分庁は上記(1)に記載の滞納住民税等及びこれらに係る延滞金の合計〇〇円について、法第331条に基づき請求人が保有する定期預金債権の差押処分（令和3年8月25日付け3世納第9402143号）を行い、同年9月8日付で請求人に通知した。その後、同年11月25日に配当処分がされ、同年12月2日に金銭の交付が完了している。

2 論点に対する判断

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、・・・審査請求をすることができる。」と規定してい

る。ここでいう「行政庁の処分に不服がある者」とは、当該処分について審査請求をする法律上の利益がある者、すなわち、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第9条に規定する原告適格を有する者の具体的範囲と同一と解され、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者と解されている（昭和53年3月14日最高裁判所第三小法廷判決・最高裁判所民事判例集32巻2号211頁）。

滞納住民税等に係る滞納処分による債権の差押えは、国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとされている。債権の差押えの場合、第三債務者に対する債権差押通知書の送達によって差押えの効力が生じ、これによって、徴収吏員は、差し押さえた債権の取立てをすることができ、差し押さえた債権の取立てとして金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押えに係る滞納住民税等を徴収したものとみなすこととされている。これらのことからすれば、債権差押処分は、徴収吏員が差し押さえた債権の取立てを行うことにより、その目的を達してその法的効果が消滅するものと解される。そして、実体法上、その後においても債権差押処分がされたことを理由として、滞納者に法律上の不利益を課する旨の規定は存せず、また、債権差押処分が取り消された場合にその被差押債権が復活すると解すべき根拠も認められないことをも併せ考慮すれば、被差押債権の取立てにより債権差押処分の効果がなくなった後においては、なお当該債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存しないものと解すべきである（広島高松江支判平成25年11月27日判決（行コ）第7号参照）。

これを本件についてみると、既に債権が差押えられ、金銭の交付まで完了しているのであるから、差押処分の法的効果は消滅しており、回復すべき法律上の利益は認められない。

よって、本件審査請求は不適法であり、行政不服審査法第45条第1項の規定により却下すべきである。

第7 まとめ

以上の点から、「第1 結論」のように判断する。

第8 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
令和6年1月31日	(諮問第162号) ・審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。

令和7年7月9日	(令和7年度第4回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和7年10月9日	(答申第162号) ・審査庁(世田谷区長)に答申した。

世田谷区行政不服審査会

会長 大林 啓吾
 副会長 土田 伸也
 委員 太田 航平
 委員 白石 裕美子
 委員 松村 武志